



# 山形県公報

平成20年2月19日(火)  
第1918号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県公報発行規則の一部を改正する規則.....(総務課)...193

### 告 示

障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の  
変更.....(置賜総合支庁福祉課)... 同  
道路の区域の変更.....(最上総合支庁建設総務課)...194  
県道の供用の開始.....( 同 )... 同

### 病院事業局関係

#### 規 程

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程..... 同

### 正 誤

## 規 則

山形県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年2月19日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第5号

山形県公報発行規則の一部を改正する規則

山形県公報発行規則(昭和37年2月県規則第6号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「インターネット」を「別に定めるところにより、インターネット」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第154号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成20年2月19日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地         |           | 障害福祉サービスの種類            | 変更年月日       |
|------------------------------|---------------------|-----------|------------------------|-------------|
|                              | 変更前                 | 変更後       |                        |             |
| エヌ・デーソフトウェア株式会社<br>南陽市和田3369 | ほのぼのケアサービスヘルプステーション |           | 居宅介護<br>重度訪問介護<br>行動援護 | 平成19. 1. 15 |
|                              | 南陽市漆山1306番地の7       | 南陽市和田3369 |                        |             |

## 山形県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成20年2月19日から同年3月4日まで縦覧に供する。

平成20年2月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 仁田山平岡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                    | 間        | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|----------------------|----------|------|----------|---------|
| 最上郡金山町大字山崎字三枝1638番から |          | 旧    | 31.5メートル | 400メートル |
| 同                    | 1615番1まで |      | 10.0     |         |
| 同                    | 上        | 新    | 25.5メートル | 同上      |
|                      |          |      | 10.0     |         |

## 山形県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成20年2月19日から同年3月4日まで縦覧に供する。

平成20年2月19日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 仁田山平岡線
- 2 供用開始の区間 最上郡金山町大字山崎字三枝1638番から  
同 1590番8まで
- 3 供用開始の期日 平成20年2月19日

## 病院事業局関係

### 規 程

## 山形県病院事業管理規程第1号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年2月19日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表非紹介患者初診加算料の項中「、山形県立日本海病院」を削り、「1,580円」を「2,630円の範囲内で病院ごとに定める額」に改め、同表中

|   |          |               |         |        |          |
|---|----------|---------------|---------|--------|----------|
| 「 |          | 2人で使用する<br>場合 | 1人1日につき | 1,300円 | を        |
|   | 1人室A - 1 |               | 1日につき   | 3,700円 |          |
|   | 1人室A - 2 |               | 1日につき   | 3,200円 |          |
| 」 |          |               |         |        |          |
| 「 |          | 2人で使用する<br>場合 | 1人1日につき | 1,300円 | に、       |
|   |          |               |         |        |          |
|   |          |               |         |        |          |
| 」 |          |               |         |        |          |
| 「 |          | 2人で使用する<br>場合 | 1人1日につき | 1,370円 | を        |
|   | 1人室A - 1 |               | 1日につき   | 3,890円 |          |
|   | 1人室A - 2 |               | 1日につき   | 3,360円 |          |
| 」 |          |               |         |        |          |
| 「 |          | 2人で使用する<br>場合 | 1人1日につき | 1,370円 | に改め、同表文書 |
|   |          |               |         |        |          |
|   |          |               |         |        |          |
| 」 |          |               |         |        |          |

料の項診断書料の項中「1,580円」を「2,100円」に、「3,150円」を「4,200円」に、「4,200円」を「5,250円」に改め、同表文書料の項諸証明書料の項中「1,050円」を「1,260円」に改め、同表の備考第2項中「厚生労働大臣の定める選定療養（平成18年厚生労働省告示第105号）第3号」を「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第4号」に、「障害」を「障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害をいう。）」に、「老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準」を「老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費及び保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準」に、「特定療養費算定額」を「保険外併用療養費算定額」に改め、同備考第3項中「選定療養等に係る告示第3号」を「保険外併用療養費に係る告示第8号」に、「選定療養等に係る告示第4号」を「保険外併用療養費に係る告示第9号」に、「老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準」を「老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費及び保険外併用療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準」に、「特定療養費算定額」を「保険外併用療養費算定額」に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、本則の表の備考の改正規定は、公布の日から施行する。

正 誤

|            |            |     |    |
|------------|------------|-----|----|
| 発行年月日      | 県公報<br>番 号 | ページ | 行  |
| 平成19. 4. 1 | 号外(13)     | 2   | 24 |

誤

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 工業振興課 | 企画振興担当、戦略技術担当、企業立地担当 |
|-------|----------------------|

正

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 工業振興課 | 企業振興担当、戦略技術担当、企業立地担当 |
|-------|----------------------|

平成20年 2月19日印刷  
平成20年 2月19日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056